

# 利用者負担(保育料)について

## 1号認定(教育標準時間)

(単位:円)

階層区分		池田市 保育料 (月額)
生活保護世帯		0
市民税の所得割課税額	非課税世帯	0
	77,100円以下	11,590
	211,200円以下	15,990
	211,201円以上	19,170

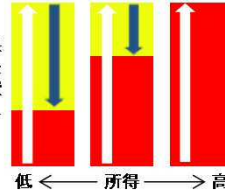
※年齢の区分はありません

●新制度へ移行した幼稚園及び認定こども園の園児の保育料です。

●新制度以前に支給されていた就園奨励費・保護者補助金は支給対象外となります。(保育料に反映しているため。)

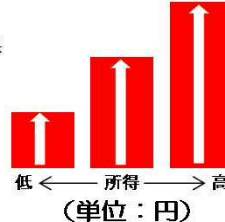
新制度導入前

一旦、一律の保育料を支払った後、就園奨励費等でキャッシュバック



新制度導入後

所得に応じた保育料を支払う。



## 2・3号認定(保育の利用者)

階層区分	池田市保育料(月額)							
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
市民税	非課税世帯		0	0	0	0		
	均等割の額のみ課税		9,100	8,940	7,350	7,220	7,350	7,220
市民税の所得割課税額	48,600円未満		10,750	10,560	9,870	9,700	9,870	9,700
	62,000円未満		21,700	21,330	20,050	19,700	20,050	19,700
	97,000円未満		25,520	25,080	24,700	24,280	24,700	24,280
	169,000円未満		39,170	38,500	33,170	32,600	28,570	28,080
	301,000円未満		45,710	44,930	34,420	33,830	29,820	29,310
	397,000円未満		62,300	61,240	35,420	34,810	30,820	30,290
397,000円以上		62,300	61,240	39,920	39,240	35,320	34,710	

※平成28年4月1日現在の年齢により決定します。現行と同様に、年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の年齢区分は変わりません。

## ■市民税に基づき、世帯の階層区分を決定します。

- ・父母の市民税所得割額を合算し、保育料を決定します。
- ・住宅借入金特別控除額、寄附金税額控除額、配当・外国税額控除額の適用はありません。
- ・父母の収入、扶養の状況により、同居の祖父母の市民税所得割額も合算する場合があります。

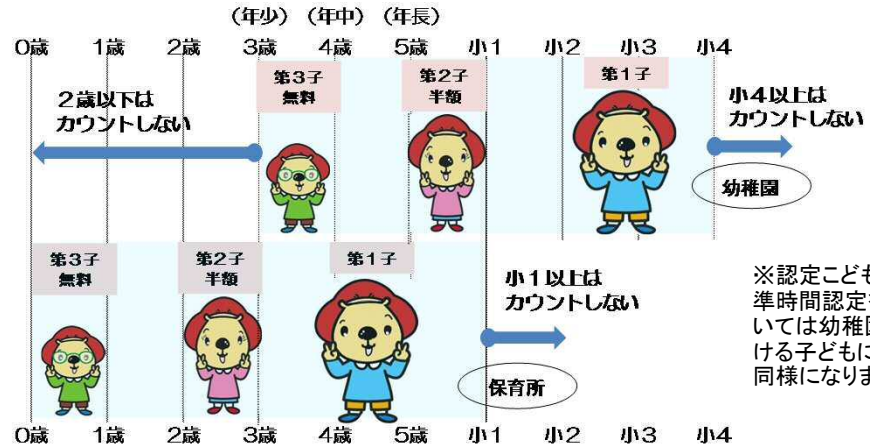
## ■多子世帯の利用者負担(保育料)の軽減

・**幼稚園**では、年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料です。

・**保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子をカウントします。

第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料です。



※認定こども園の場合、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定を受ける子どもについては保育所と同様になります。

## ■9月に保育料を切り替えます。

H28年度保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度の市民税で算定					平成28年度の市民税で算定						
平成26年中の所得					平成27年中の所得						

## ■「保育標準時間」と「保育短時間」

・保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間(11時間利用)」と「保育短時間(8時間利用)」の区分があります。

・「保育短時間」利用の場合に、利用時間帯(9時~17時)を超えて保育を受ける場合は、保育料とは別に延長保育料(400円/30分)が必要です。

